

議案第 6 0 号

大口町青少年問題協議会条例の一部改正について

大口町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 5 年 9 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 5 年法律第 4 4 号）が公布され、地方青少年問題協議会法(昭和 2 8 年法律第 8 3 号)の一部が改正されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

大口町青少年問題協議会条例（昭和５４年大口町条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項を次のように改める。

- ２ 委員は、町議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、町長が任命する。ただし、学識経験がある者で任命された委員の任期は、２年とする。

第３条第１項中「会長は」の次に「、町長をもって充て」を加える。

附 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。

大口町青少年問題協議会条例の一部改正新旧対照表

新	旧
第2条 略	第2条 略
2 委員は、町議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、町長が任命する。ただし、学識経験がある者で任命された委員の任期は、2年とする。	2 法第3条第3項の規定により学識経験がある者で任命された委員の任期は、2年とする。
3 略	3 略
第3条 会長は、町長をもって充て、会務を総理する。	第3条 会長は、会務を総理する。
2・3 略	2・3 略